

## 横手市入札心得

(物品及び役務の提供等)

### 指名通知

- ・指名競争入札に参加させる者の選定は、契約審査会にて、「横手市建設工事等入札制度実施要綱」に準じて指名する。
- ・指名通知はファックスで送信するので、受信した際には速やかに受信した旨の連絡を契約検査課へファックス（32-4655）で行なうこと。

### 発注内容等への質問

- ・発注内容等への質問は、契約検査課へファックスにて行う。（様式の指定はなし）
- ・質問の受付は指定した期日までとする。
- ・回答は回答期日までに市ホームページに掲載するので、確認すること。

### 入札辞退

- ・入札辞退をする者は、入札執行前に入札辞退届を契約検査課へ提出すること。ただし、提出した辞退届の撤回は認めない。（持参・郵送・ファックスのいずれも可とする。）

### 入札の取り止め等

- ・下記のいずれかに該当する場合は入札取り止め又は延期する。
  - (1) 談合等不正行為により、公正な入札が出来ないと認められる場合
  - (2) 天災、その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (3) 指名競争入札において、入札辞退等により、入札日前日までに入札参加者が1人以下となることが明らかになった場合には、入札を取り止め、追加指名又は指名替えを行うものとする。

### 入札に関する留意点

- ・入札書に記載する住所、商号及び代表者氏名並びに入札書の印鑑は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。
- ・入札書は、1件ごとに発注等の件名を表記した封筒に入れ封緘・封入し提出すること。
- ・入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100、経過措置が適用される契約については適用される税率に応じた率）に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わない。）を記入すること。
- ・入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- ・下記のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格の無い者のした入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (3) 入札保証金を納付させる場合に入札保証金の納付を行わない者又はその金額に不足のある者の入札
  - (4) 同一の入札に2以上の入札をした者の入札
  - (5) 同一の入札に2以上の入札者の代理人となった者の入札

- (6) 談合その他不正な行為による入札を行ったと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項欠落、判読出来ない入札、首標金額を訂正した入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

#### **落札者の決定**

- ・予定価格の制限に達した入札がないとき等、落札者が決定されない場合は、一度に限り再入札を行う。ただし1回目の入札において下記のいずれかに該当する者は再入札に参加できないものとする。
  - (1) 入札に参加しなかった者
  - (2) 入札が無効とされた者
- ・落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札決定を保留したうえで直ちに当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定する。この場合において、初めのくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとする。

#### **その他**

- ・ここに定めない事項については、指名通知書にて別途指示する。
- ・この入札心得は、令和元年10月1日適用から適用する。